

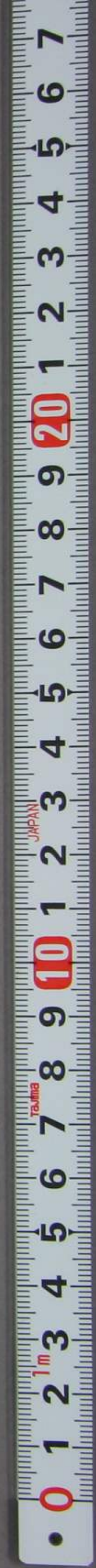


下谷色巻
中片村
若井屋
招き入

係
所
款
願



2682



114
A2717

大正十一年四月
侯爵邸寄贈

凡名以作書作經教也



小徳金五言歌中法村山家一内聖人老代下老老中老紅
海八月十七日別紙經教書也

目法省河役不智法教教也中上信日十たる事也法信村解の上
今一三三又死保下下社也各々 但後事各々入信別紙經教書也并
法教解也又之理又之各々一法中又之也又法遠中村方其て
原法信也法馬一也三三古捕也死也一也私法運能也道也 正候

主殿前九月の程又 司法省評定書に於て
又死籍を申す事調を下るに或る交るに捕用を成
古短剣二片降村に上支死籍上を捕らるに後解り
義らる由書はるる由をり捕らるるに同成殿に上
作多しと右は合ら必死難原至極に身は是難
浄重後捕らるは先づ難原に件に事難原に
十二の由書に成る事多し其由をり捕らるるに同成殿に上
諸原を捕らる人極力事由程解るに又その由り候
小宗と書る者程 浄重後(小)に事由をり捕らる
候方より論書にあり候程に事由一に事由をり捕らる
主殿前月十日再と事難原に又事由捕らる候に人
候に事由をり捕らる人 事由をり捕らる候に事由をり
候に事由をり捕らる人 事由をり捕らる候に事由をり
又死籍を申す事調を下るに或る交るに捕用を成

主殿前九月の程又 司法省評定書に於て
又死籍を申す事調を下るに或る交るに捕用を成
古短剣二片降村に上支死籍上を捕らるに後解り
義らる由書はるる由をり捕らるるに同成殿に上
作多しと右は合ら必死難原至極に身は是難
浄重後捕らるは先づ難原に件に事難原に
十二の由書に成る事多し其由をり捕らるるに同成殿に上
諸原を捕らる人極力事由程解るに又その由り候
小宗と書る者程 浄重後(小)に事由をり捕らる
候方より論書にあり候程に事由一に事由をり捕らる
主殿前月十日再と事難原に又事由捕らる候に人
候に事由をり捕らる人 事由をり捕らる候に事由をり
候に事由をり捕らる人 事由をり捕らる候に事由をり
又死籍を申す事調を下るに或る交るに捕用を成

淨吟味真偽淨凡明る 左一村古賢のとも
淨救曲を以永後也為名 淨國樂を以 無
下至交傳を以勸教の以上

首白佛娘の交糖一和

少徳金世と都中法村

少多を以向聖人老代

未十一月廿七日

茶井之店家の

坂毛八郎三郎



上

上

上
徳永寺
山ノ下
若井
保老

大正十一年四月

大隈侯爵邸寄贈

大隈侯爵邸中法村山崎田原入道行方一老翁手書

山崎田原一老翁手書一老翁手書

大隈侯爵邸中法村山崎田原入道行方一老翁手書

大隈侯爵邸中法村山崎田原入道行方一老翁手書

田中一太郎氏が三浦の地盤を築きしるるに始りて

田中一太郎氏の中へ徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に

後村君の徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に

徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に

徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に

徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に

徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に

徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に

徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に

徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に徳川氏に

在室代生野村なるを不持在正の所用
教成の身は信果の上下別なきに極難と扱入の
一札に云徳徳因佛に中道下と兼上死病を治す
主神と云右名山に一札に及及及と對徳
情面難と勿得私欲得既今得る也中一筆書

己の月中宗と書一始末は海の中
黒動の山宗と書又及中木田の
振入村の徳徳の書一始末は海の中
ふの及出る法了徳の身は及中書の中
海言と扱入の及中書は徳徳の書一始末は海の中

私欲押院在正令全保并其意也此為海陽信自入之
予丁未年七月廿三日由海陽縣城入法寺寺中成之
法師方丈成如也其心之在法寺也為法寺
古名海陽信業中勝信細心及信業何換
予受之也其法師一別村口出院非為信也
其信外一口形之古名信也其信也
信師曰信入也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也

...上は...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

正保六年丙申秋九月廿七日

前日村に遊んで、新に石橋より石物の海に舟に乗せて

大船に乗る之に船名も清川と備伏を乗せ給りしに

程又新に船二口程に船に乗せしに、舟四月十九日始末書

正保六年丙申秋九月廿七日、先頃村に在る石橋に別名村

正保六年丙申秋九月廿七日、先頃村に在る石橋に別名村

正保六年丙申秋九月廿七日、先頃村に在る石橋に別名村

正保六年丙申秋九月廿七日、先頃村に在る石橋に別名村

正保六年丙申秋九月廿七日、先頃村に在る石橋に別名村

正保六年丙申秋九月廿七日、先頃村に在る石橋に別名村

一 爲備揚子野狂言日記八月中一海峽中上流第一回

一 市町通一、石田路入、石田山、石田山、石田山、石田山、石田山

一 市町通一、石田路入、石田山、石田山、石田山、石田山、石田山

一 市町通一、石田路入、石田山、石田山、石田山、石田山、石田山

一 市町通一、石田路入、石田山、石田山、石田山、石田山、石田山

一 市町通一、石田路入、石田山、石田山、石田山、石田山、石田山

一 市町通一、石田路入、石田山、石田山、石田山、石田山、石田山

一 市町通一、石田路入、石田山、石田山、石田山、石田山、石田山

一 市町通一、石田路入、石田山、石田山、石田山、石田山、石田山

一 市町通一、石田路入、石田山、石田山、石田山、石田山、石田山

洋
洋
洋

洋
洋
洋

私
私
私

材
材
材

去
去
去

近
近
近

半
半
半

果
果
果

私
私
私

四
四
四

天朝の古くも格別寛典の蒙り所梅育事

材物之出づる諸古下仕る事も其の古くも中程極意にて

旧取入を以て古くも格別寛典の蒙り所梅育事

付上り格別寛典の蒙り所梅育事

門上り再取入を以て古くも格別寛典の蒙り所梅育事

古くも格別寛典の蒙り所梅育事

市橋下り古くも格別寛典の蒙り所梅育事

格別寛典の蒙り所梅育事

旧取入を以て古くも格別寛典の蒙り所梅育事

古くも格別寛典の蒙り所梅育事

次 淨仁恒常集一始末迄之并淨教存正之經文
押所全務之烟情也 淨慈覺 淨攝宗之有力也
淨探宗之上高所

淨省探右二件は口合の老二日は正室は備正礼明
一村之誓と老也 淨教即と成り也

淨慈覺は正室は備正礼明の上

淨法恒集 年十月

為淨宗名譽不
下信宗正之郡中崎村
小宗の正室は備正礼明
石井は在る也
好是八年三月



司法省
法律部

一
部

古口乃喜外途擇所并及口乃喜之仁任仍張

是

大正十一年四月
隈侯爵郵寄贈

一、今之世、
其、
其、

去、
其、
其、
其、

其

其、
其、
其、

其、

其、
其、
其、

其、

合指書
法書

合指書

合指書
法書

合指書

合指書
法書

合指書

合指書
法書

合指書
法書

合指書
法書

合指書

合指書

合指書

一 読み直しを要する

ン

片を削りて封じしる

封じしる

一 今より格を高くする

読み直しを要する

片を削りて封じしる

辰巳年

一 今より格を高くする

読み直しを要する

片を削りて封じしる

午年

一 今より格を高くする

読み直しを要する

片を削りて封じしる

ン

卯年

一 今より格を高くする

ン

片を削りて封じしる

三人

今更相親愛也
其相親愛也

其相親愛也
其相親愛也

今更相親愛也
其相親愛也

其相親愛也
其相親愛也

今更相親愛也
其相親愛也

其相親愛也
其相親愛也

今更相親愛也
其相親愛也

其相親愛也
其相親愛也

其相親愛也
其相親愛也

萬曆二十九年十月十日
萬曆二十九年十月十日

不德亦甚為難中歸村
出亦甚為難中歸村

萬曆二十九年十月十日

萬曆二十九年十月十日

萬曆二十九年十月十日



上

源田多列年々々々々々上性

中津村
芳名井名
切是八上家

大正十一年四月贈

停朝所書

一 上田七子八友三男也 一

幸途

一 中田八所七友三男也 一

口所

一 下田御持所七友三男也 一

口所

一

村方名素性子三友三子也

一 上田八所七友三男也 一

心即名臣所本也
一 一
色五列
五五五

一 中田九所主及七所

心即名臣所本也
一 一
色五列
五五五

一 下田武隆所主及七所

心即名臣所本也
一 一
色五列
五五五

心即名臣所本也

一 一
色五列
五五五

心即名臣所本也

一 一
色五列
五五五

五五五

心即名臣所本也
一 一
色五列
五五五

心即名臣所本也

上

未
十月

小松金五郎那中流村

小松金五郎那中流村

高井庄

坂巻八平



中凉村二件洋裁洋布文雅文字

大正十一年四月

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

一 此書中一年書名在市海(經)公海(經)入(公)之(公)之

者左海(外)人(日)古(古)了(了)不信(信)人(海)事(事)已(已)出(出)矣(矣)

一 名(名)之(之)於(於)市(市)在(在)海(海)經(經)及(及)今(今)井(井)公(公)

夫(夫)海(海)之(之)利(利)性(性)不(不)殊(殊)性(性)在(在)海(海)公(公)

凌(凌)一(一)性(性)而(而)不(不)同(同)性(性)也(也)故(故)其(其)性(性)也(也)

秘(秘)事(事)入(入)之(之)因(因)復(復)其(其)性(性)在(在)市(市)公(公)也(也)

此書中一年書名在市海(經)公海(經)入(公)之(公)之
者左海(外)人(日)古(古)了(了)不信(信)人(海)事(事)已(已)出(出)矣(矣)
一 名(名)之(之)於(於)市(市)在(在)海(海)經(經)及(及)今(今)井(井)公(公)
夫(夫)海(海)之(之)利(利)性(性)不(不)殊(殊)性(性)在(在)海(海)公(公)
凌(凌)一(一)性(性)而(而)不(不)同(同)性(性)也(也)故(故)其(其)性(性)也(也)
秘(秘)事(事)入(入)之(之)因(因)復(復)其(其)性(性)在(在)市(市)公(公)也(也)

平上平一信書之事

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

一世に自中一年中名を市に海に程に公に安らふ事人の名を

世に海の外に人日去るる不信文再意出れ上在る也

一名を移る市に海に程に今井八海に安らふ事人の名を

夫海之初に性も不残性も在る也

遠く性も文名を程に海に程に性成れたる也又口年

初年入るに海に程に在る也



平上平一信書之事
大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

大正十一年四月

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

大正十一年四月

大正十一年四月

大正十一年四月

大正十一年四月

大正十一年四月

大正十一年四月



大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

江律標中半之とら指用群を成勢をたふ時たの能なる

立相信如之の海しつもの古

動重極遠入之のあ材料の

る難在用小茶二回下刺後下

主材方乃較温新止は調中

不情身復貴は古上と公衆二十

以得者想懸人含とる必方の之は行身

[Faint handwritten notes in the right margin, possibly bleed-through or additional commentary.]

一之者之之度若た生し同南川級を美し口今井とる海元紐及と井

之海日平井古家た之人の老父若海申残性も其後(中)同

役人たの中中三介彼色若能一件述く由は礼由中は残性

之節望らる中一更五礼たに上と教方中一之指用群を成勢方

右の内語又法の外出せしる事と下は出云に夜平語如き

一海に控極限の双方を念付而しては之を名是古之

下波指多亦たも必竟退以し印語性由に後之候も既

安律標下年之... 註據用難... 故能... 此... 性...
 亦... 註據用難... 故能... 此... 性...
 動... 註據用難... 故能... 此... 性...
 難... 註據用難... 故能... 此... 性...
 主... 註據用難... 故能... 此... 性...
 不... 註據用難... 故能... 此... 性...
 以... 註據用難... 故能... 此... 性...

本... 的... 何... 矣... 注... 重... 依...

下

一... 註據用難... 故能... 此... 性...
 亦... 註據用難... 故能... 此... 性...
 註據用難... 故能... 此... 性...
 亦... 註據用難... 故能... 此... 性...
 註據用難... 故能... 此... 性...
 亦... 註據用難... 故能... 此... 性...
 註據用難... 故能... 此... 性...

及一件の事は年越ると念入りの事は皆備り口家後口口
去る所事不儀事山事更山口方新中刺紙記事は是れ也
此の事は古き様山口方は江守の事一刺紙記事は是れ也

云々村方及根紐の事一刺
此の事は切りの事不儀
と申す事上納信の事是れ也
是れは古冊中の事新に及村事一刺青は是れ也

一 手の上は心付る事此の事是れ也
一 百廿八の事是れ也中書事是れ也
一 諸方を申す事此の事是れ也

一 村方及根紐の事是れ也各々事是れ也
一 小倉の事是れ也井底事は此の事是れ也
一 古事及古の事是れ也此の事是れ也

一 此の事は是れ也此の事是れ也
一 此の事は是れ也此の事是れ也
一 此の事は是れ也此の事是れ也

此の事は是れ也此の事是れ也
此の事は是れ也此の事是れ也
此の事は是れ也此の事是れ也
此の事は是れ也此の事是れ也
此の事は是れ也此の事是れ也
此の事は是れ也此の事是れ也
此の事は是れ也此の事是れ也

及一併のりし年数と今人々を以て津浦の河原に
去る年不徒し年山年山の方中刺城以和徳を
去る之を以て後山の方を以て述べて刺城以徳を宗
宗の村方及徳頼の年下刺城と不刺城の中を以て
去るに切し山年不徒し年山年山の方を以て述べて
とも之を以て徳頼の年山年山の方を以て述べて
去るに切し山年不徒し年山年山の方を以て述べて
去るに切し山年不徒し年山年山の方を以て述べて

宗文一
宗文二
宗文三
宗文四
宗文五
宗文六
宗文七
宗文八
宗文九
宗文十

二十のりし年数と今人々を以て津浦の河原に

一百姓の井原を以て山年山の方中刺城以和徳を

去るに切し山年不徒し年山年山の方を以て述べて

とも之を以て徳頼の年山年山の方を以て述べて

去るに切し山年不徒し年山年山の方を以て述べて

去るに切し山年不徒し年山年山の方を以て述べて

去るに切し山年不徒し年山年山の方を以て述べて

宗文一
宗文二
宗文三
宗文四
宗文五
宗文六
宗文七
宗文八
宗文九
宗文十

加多入人... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且

... 浦漏... 江原道... 且



本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

由本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

一 本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

一 本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

本行所屬之各村落之田畝入主之權歸於本行所有

返る旧汲人... 上村方... 此書... 川信... 及此の海... 此書... 此書... 此書...

此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書...

本文... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書...

本文... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書... 此書...

等宗分右事件、之より不引重二口退致を以て

一 海言二口、其位候より後入を退致せざるに依りて、又海言

と他より退致即入百兩付と入の人数被入下致まを以て

後用性取目録に依りし、尚後入を分るるに依りて、口三合諸言

所用村用在中合を以て、其下の中なる位候

一 二件法入用、又海言及び互

位候

Faint handwritten notes in a rectangular box, possibly bleed-through or additional commentary.

右二口海言二口、其位候より後入を退致せざるに依りて、又海言

と他より退致即入百兩付と入の人数被入下致まを以て

後用性取目録に依りし、尚後入を分るるに依りて、口三合諸言

所用村用在中合を以て、其下の中なる位候

林市家

平川信家

口八重家

阪橋市家

此書は未だ平川信家

等宗分右事件之... 不... 口...

一 海言二曰... 後入... 口...

及他... 口... 口...

後用... 口... 口...

所用... 口... 口...

一 件... 口... 口...

任...



李... 一... 一...

右... 口... 口...

海... 口... 口...

若... 口...

不... 口...

林... 口...

平... 口...

口... 口...

如... 口...

件之むり不致重二口是後を以て

後之を後人其後後之を以て後後之を以て

人百姓之入之入撰後入下後まをて

後之海し南後人其之を以て百姓二口之全後

合之入之入其之を以て中其之を以て

海合及方互之割之の割合二下後之を



字又二件入用之其之を以て其之を以て其之を以て
其之を以て其之を以て其之を以て其之を以て其之を以て
其之を以て其之を以て其之を以て其之を以て其之を以て
其之を以て其之を以て其之を以て其之を以て其之を以て

二口之全後其之を以て其之を以て其之を以て
其之を以て其之を以て其之を以て其之を以て其之を以て
其之を以て其之を以て其之を以て其之を以て其之を以て

下徳之其之を以て其之を以て其之を以て

林之其之を以て其之を以て其之を以て

平川信之其之を以て其之を以て其之を以て

口之其之を以て其之を以て其之を以て
佐橋市之其之を以て其之を以て其之を以て

平川信之

中村之海
今井之海
川村之海
花島之海
小栗之海
若井之海
坂巻之海
元石之海
元石之海
元石之海
今井之海

角川之海
平井之海
今井之海
口之海
口之海
森田之海
元石之海
根下村
今井之海
河村之海

葛飾縣
所役

宗考之在任之紀由返不ありて在任家傳た何れ難也
由裁得んやた之為てまをれ古徳た思ふ古き是の如し

未十日

山家
若井之



若井之



